

平成18年第1回潟上市議会定例会会議録（3日目）

○開 議 平成18年 3月24日 午前10:00

○閉 会 午後 3:02

○出席議員（22名）

1番 千田正英	2番 戸田俊樹	3番 児玉春雄
4番 成田進	5番 澤井昭二郎	6番 藤原幸雄
7番 佐藤恵佐雄	8番 小林悟	9番 佐藤義久
10番 赤平末次郎	11番 藤原典男	12番 佐藤幸孝
13番 佐藤昇	14番 伊藤博	15番 伊藤栄悦
16番 菅原久和	17番 中川光博	18番 村井政克
19番 大谷貞廣	20番 西村武	21番 堀井克見
22番 藤原幸作		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	石川光男	教育長	小林洋
総務部長	大越宏	企画部長	鐙利行
産業建設部長	伊藤賢志	市民生活部長	菅生一也
福祉保健部長	門間鋼悦	教育次長	千種肇
総務課長	鈴木公悦	総合政策課長	鈴木司
財政課長	澤井昭	税務課長	伊藤正
産業課長	山口義光	建設課長	鈴木利美
都市整備課長	鎌田洋一	会計課長	櫻庭新悦
収納課長	中泉作右衛門	追分出張所長	櫻庭久俊
財政課長待遇	三浦喜博	下水道課長	藤原貞雄
水道課長	小林健一	総務学事課長	佐藤磐
市民課長	宮田隆悦	社会福祉課長	児玉俊幸
農業委員会事務局長	鈴木久雄	幼児教育課長	田仲茂隆

生活環境課長	鈴木 鋼 生	健康課長	川上 秀佐男
生涯学習課長	丸谷 昇	スポーツ振興課長	根 一
国体事務局長	菅原 徳 志	高齢福祉課長	門間 裕 一
飯田川庁舎総合窓口センター長	山平 東	昭和庁舎総合窓口センター長	佐々木 博 信
天王庁舎総合窓口センター長	伊藤 清 孝		

○議会事務局職員出席者

議会事務局長	肥田野 耕 二	議会事務局課長待遇	伊藤 正 吉
--------	---------	-----------	--------

平成18年第1回潟上市議会定例会日程表（第3号）

平成18年3月24日（3日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第 2号 潟上市男女共同参画推進条例（案）について
- 日程第 2 議案第 3号 潟上市男女共同参画センター設置条例（案）について
- 日程第 3 議案第 4号 潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例
（案）について
- 日程第 4 議案第 5号 潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例（案）について
- 日程第 5 議案第 6号 潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）について
- 日程第 6 議案第 7号 潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）につい
て
- 日程第 7 議案第 8号 潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について
- 日程第 8 議案第 9号 潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）につ
いて
- 日程第 9 議案第10号 潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
（案）について
- 日程第10 議案第11号 潟上市国民保護協議会条例（案）について
- 日程第11 議案第12号 潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一
部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第13号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第14号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（案）について
- 日程第14 議案第15号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第15 議案第16号 潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）につ
いて
- 日程第16 議案第17号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 7 議案第 1 8 号 潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例
(案) について
- 日程第 1 8 議案第 1 9 号 潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 2 0 号 潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定について
- 日程第 2 0 議案第 2 1 号 潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 2 1 議案第 2 2 号 潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 2 2 議案第 2 3 号 潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 2 4 号 潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指
定について
- 日程第 2 4 議案第 2 5 号 潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定につ
いて
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定
について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 1 7 年度潟上市一般会計補正予算 (案) について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 1 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算
(案) について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 1 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (案)
について
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 1 7 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算 (案)
について
- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 1 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算 (案) に
ついて
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 1 7 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算
(案) について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 1 7 年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算 (案) につ
いて

- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 1 7 年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）
について
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 平成 1 7 年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算
（案）について
- 日程第 3 6 議案第 3 9 号 平成 1 7 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）に
ついて
- 日程第 3 7 議案第 4 0 号 平成 1 7 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）
について
- 日程第 3 8 議案第 4 1 号 平成 1 7 年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について
- 日程第 3 9 議案第 4 2 号 平成 1 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入
れについて
- 日程第 4 0 議案第 4 3 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れにつ
いて
- 日程第 4 1 議案第 4 4 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り
入れについて
- 日程第 4 2 議案第 4 5 号 平成 1 8 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 4 3 議案第 4 6 号 平成 1 8 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）
について
- 日程第 4 4 議案第 4 7 号 平成 1 8 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 4 5 議案第 4 8 号 平成 1 8 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 4 6 議案第 4 9 号 平成 1 8 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 4 7 議案第 5 0 号 平成 1 8 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）
について
- 日程第 4 8 議案第 5 1 号 平成 1 8 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）につ
いて
- 日程第 4 9 議案第 5 2 号 平成 1 8 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算
（案）について

- 日程第 5 0 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 1 議案第 5 4 号 平成 1 8 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 2 議案第 5 5 号 平成 1 8 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 3 議案第 5 6 号 平成 1 8 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 5 4 議案第 5 7 号 平成 1 8 年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について
- 日程第 5 5 議案第 5 8 号 平成 1 8 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 5 6 請願・陳情について
- 日程第 5 7 各常任委員長の報告
- 総務委員長
- 社会厚生委員長
- 産業建設委員長
- 文教委員長
- 日程第 5 8 発議第 1 号 潟上市議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成18年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

【日程第1、議案第2号 潟上市男女共同参画推進条例（案）について から 日程第56、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第1、議案第2号から日程第56、請願・陳情までを一括議題とします。

議題の朗読を省略します。

【日程第57、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第57、これより委員会報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

また、委員長報告のあと、質疑及び討論を行います。各補正予算案ならびに当初予算案については、各委員長報告が全部終了後に1個ずつ採決致しますのでお願いします。

なお、条例案と陳情については採決まで行います。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に願います。

それでははじめに総務常任委員会の報告を求めます。伊藤総務委員長。14番。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（伊藤栄悦） おはようございます。

それでは、ただいまから平成18年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査月日、平成18年3月15・16日。出席委員、6名全員であります。説明当局から総務部長、企画部長、議会事務局長、各関係課長が出席されました。書記は会計課川上護さんです。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第2号、潟上市男女共同参画推進条例（案）について申し上げます。

本条例は、国の男女共同参画社会基本法に基づき制定するものであります。

委員からは、数値目標を盛り込むべきではないか、本条例の潟上市においての特徴等についての質問があり、当局からは、現状を踏まえて男女共同参画を普及・啓蒙していくことを重点事項としていると。また、保育と教育に携わる者の責務が潟上市においての特徴であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号、潟上市男女共同参画センター設置条例（案）について申し上げます。

本条例は、男女共同参画を推進するための拠点施設の設置について定めたものであります。

委員からは、固い名称なので愛称があるかとの質問があり、当局から、今検討中であり、もっと親しまれる名称をつけていきたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、潟上市議会の議員の報酬の適正を確保するために条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、22名体制になってすぐ上げるのは住民の合意が得られるのかとの質問があり、当局から、合併協議会での確認事項として、市長が特別職報酬等審議会に諮問して、他の市とのバランス、人口の規模、議員一人当たりの人口等を考慮しても妥当な額であるとの答申を得ているとの回答がありました。

本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、潟上市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について申し上げます。

本条例は、潟上市非常勤の特別職員の報酬の適正を確保するために条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、市になって仕事が増えるから上げるのかとの質問があり、当局から、他の市との報酬において格差があるし、農業委員会委員については合併協議会の確認事項であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、これに準じて条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、条例改正によって財政的にどのような変化があるのかとの質問があり、当局から、大体900万円くらいの増加になるとの回答がありました。

本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

本条例は、下虻川財産区、和田妹川財産区、飯塚財産区に、それぞれ財政調整基金を設置することに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入は補助金等の額の確定による補正であります。

歳出について申し上げます。

2款1項総務管理費については、人件費及び基金積立金等による増減であり、5項統計調査費については調査終了に伴う精算による減額補正であります。

委員からは、基金積立金が当初の計上ではなく補正で積み上げているのはどうしてかとの質問があり、当局から、不確定要素があって年度末に余剰金を積み立てるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入は前年度繰越金、歳出は財政調整基金積立金であります。

委員会からは、本会計はここ3、4年、金額的にどういうふうに増減しているかとの質問があり、当局から、墓地の管理が重点で毎年ほとんど同額であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入は前年度繰越金、歳出は財政調整基金積立金であります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第39号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入は前年度繰越金、歳出は財政調整基金積立金であります。

委員からは、飯田川地区の財産区3会計は一本にまとめるべきではないかとの質問があり、当局から、財産の形態が違うのですぐには実現できないとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第40号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入は財産収入等の確定によるもので、歳出は土地開発公社償還金の減額補正であります。

委員からは、土地売却収入が減額になった原因は何かとの質問があり、当局から、県の事業見直しによるものであるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

1 款の市税は22億9,330万8,000円で、市民税については定率減税が半分になったことにより16%の増、固定資産税は5%の減、市たばこ税については税率改正により7%の増、入湯税については入湯客の減少により12%の減で計上しております。

委員からは、滞納繰越分等全体の収納対策についての質問があり、当局からは、現年度課税分の徴収に重点をおいて滞納繰越される額を減らすこと、過年度分についても不納欠損を出さないように分納誓約等で長い時間でやっていく、悪質滞納者へは差し押さえもしていくとの回答がありました。

また、入湯税については、少し減額しすぎるのではないかとの質問があり、種苗交換会等種々の事業等を勘案しながら、確実な額で当初は見込んだとの回答がありました。

2 款地方譲与税4億1,040万円は、所得譲与税については三位一体改革による新たな税源移譲分をプラスして94%増、そのほかは17年度決算見込額の95%を計上しております。

3 款利子割交付金1,440万円、6 款地方消費税交付金2億5,190万円、7 款自動車取得

税交付金4,840万円についても17年度決算見込額の95%を計上しております。

8款地方特別交付税5,000万円は、地方財政計画の15%減に伴い、17年度決算見込額の70%を予算計上しております。

9款地方交付税54億2,308万7,000円は、17年度の0.7%減を計上しております。普通交付税については、地方財政計画に合わせて5.9%減を、特別交付税については通常分の80%に合併に伴う特殊要素をプラスして計上しております。

委員からは、地方交付税は見込みどおりくるのか、裏付けは大丈夫かとの質問があり、当局から、交付税制度については財政サイドで鋭意検討しており、見込額以上は確保できるとの回答がありました。

13款国庫支出金9億663万4,000円は合併市町村補助金、14款県支出金6億3,936万2,000円は合併市町村特例交付金、各種事務委託金が主なものであります。

17款繰入金3億3,400万1,000円は財政調整基金繰入金、18款繰越金2億円は前年度繰越金、20款市債7億9,240万円は臨時財政対策債等が主なものであります。

委員から、財政調整基金繰入金2億5,000万円について、補正予算の1億2,500万円の積立金との関係について質問があり、当局から、当初予算とのバランスを取るために補正予算として計上したとの回答がありました。

また、臨時財政対策債の4,000万円の減額について質問があり、地方交付税も臨時財政対策債も両方落ち込む中で健全財政を維持するには行財政改革しかないのではとの回答がありました。

歳出について申し上げます。

1款議会費は1億9,403万5,000円で、17年度比28%の減であります。在任特例期間終了に伴う議員定数の減によるものであります。

2款総務費1項総務管理費10億8,173万6,000円は、一般管理費として各種審議・審査会委員の報酬、広報費では広報発行の印刷製本費、財産管理費では庁舎等の管理委託料、企画振興費では地域審議会委員の報酬、電子計算費では庁内のパソコン機器の保守委託料及びリース料、自治振興費では広報等配布にかかわる連絡嘱託員報酬、自治会育成助成金等を計上しております。

委員からは、連絡嘱託員報酬、自治会育成助成金について、自治会・町内会組織と分館組織がふくそうしているとの質問があり、当局から、今後3年間は現状維持するが、将来的には天王地区も含めて一本化するとの回答がありました。

また、行政改革推進委員会については、委員の識見者の定義をどうとらえているか、また、年2回の会議で方向性を決めることができるか質問があり、委員の人選においては現段階ではそれぞれの地区をよく理解できる人を選んだ。また、会議の回数については行革の中身を調整していく中で考えたいとの回答がありました。

2款総務費2項徴税費1億4,028万2,000円は、職員の人件費が主なものであります。

2款総務費4項選挙費664万9,000円では、秋田県議会議員選挙が平成19年4月に行われますので、18年度中にかかわるものについて計上しております。

2款総務費5項統計調査費75万円は統計調査委員報酬、6項監査委員費99万7,000円は監査委員報酬等が計上されております。

12款公債費17億6,368万8,000円は、17年度末残高にもとづいた償還見込みにより、17年度の0.6%減を、13款予備費は1,100万円を計上しております。

本案は、慎重審査の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第54号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

1款の財産収入は12万円と墓地貸付収入を、2款の繰入金は46万4,000円で財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出について申し上げます。

1款総務費48万7,000円は、一般管理費では協議員の報酬、財産管理費では人夫賃金等を、2款予備費では10万円を計上しております。

委員からは、13人も評議員を置いて5回も会議を開く必要があるのかとの質問があり、当局から、地区に13の町内会があり、それぞれの代表1名であること、年3回の墓参り等の事後管理で協議が必要との回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第55号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

1款の財産収入は28万円と墓地貸付収入及び斎場用地貸付収入を、2款の繰入金は28万2,000円で財政調整基金繰入金を計上しております。

歳出について申し上げます。

1 款総務費46万5,000円は、一般管理費では協議員の報酬、財産管理費では人夫賃金等を、2 款予備費は10万円を計上しております。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第56号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について申し上げます。歳入について申し上げます。

1 款の財産収入72万4,000円は、最終処分場用地貸付収入を計上しております。歳出について申し上げます。

1 款総務費44万8,000円は、一般管理費では協議員の報酬、財産管理費では人夫賃金等を、2 款予備費は28万円を計上しております。

委員からは、財産区を一つにまとめて市の財産にできないかという質問があり、当局から、合併前にも協議したが、地域の合意を得ることができず、今後も話し合いを続けていくとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第57号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

2 款の繰入金2,364万円は、一般会計繰入金を計上しております。

歳出について申し上げます。

1 款土地費2,364万4,000円は、土地開発公社償還金を計上しております。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情に入ります。

陳情第2号、勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情について申し上げます。

この件につきましては、国・県の動向を今しばらく注視する必要があることから、賛成多数をもって継続審査とすることに決しました。

以上を申し述べて総務常任委員会の報告と致します。

平成18年3月24日 潟上市議会総務常任委員会委員長 伊藤栄悦

潟上市議会議長 藤原幸作様

以上であります。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

これから議案の審議に入りますが、審議についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですのでお願い致します。

最初に議案第2号、潟上市男女共同参画推進条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより議案第2号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、潟上市男女共同参画センター設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですので、これより議案第3号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第3号は原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、潟上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これより討論を行います。討論ありますか。はい、11番。

○11番（藤原典男） 私は、潟上市3月定例議会に提案されております議案第12号、潟上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について、反対の立場から討論に参加致します。

この改正案では、議長報酬29万5,000円を12万5,000円アップの42万円に、副議長報酬26万5,000円を11万5,000円アップの38万円に、議員報酬24万5,000円を11万5,000円アップの36万円とするものですが、どれも一挙に11万5,000円以上の大幅な報酬引き上げです。

議員報酬の引き上げについては、報酬制度審議会の討論の中でもいろいろな意見が出

たと聞いております。具体的な意見については聞いてはおりませんが、私が市民の皆さんと対話した内容を紹介しながら、私の反対意見を述べたいと思います。

合併して1年が過ぎましたが、議員報酬の引き上げについては合併にかかわる重要事項です。今後、合併に伴うさまざまな事項については、市民の皆さんと納得づくめの議論を進める中で新市の前進に向けた取り組みをしていかなければならないと思います。そこには市民の皆さんとの対話、そして合意が必要と思われます。今回の提案については、そういう意味では、まだ市民の皆さんの中での十分な合意ができていない中での提案ではないかと思われます。市民の皆さんから、議員が51名から22名になったからといって議員報酬を引き上げする理由はないのではないかという声も聞かれます。あまりにも大幅すぎるという声や、また1年とか半年とか議員の働きぶりを市民の皆さんから見てもらってから提案してもいいのではないかという声もありました。

市議会議員は51名から22名体制となり、議員一人ひとりの市民からの負託された件に関する責任もますます重くなりました。22名体制で住民の望む市議会議員としての責任を果たすことができるのか、住民の声を届けきることができるのか、議会としてもその役割を立派に果たせるのか真剣に問われてきます。その点からいえば、新体制になってから本格的に議員としての仕事をするのは始まったばかりであります。今後の市議会議員としての果たす役割から見れば、県内の市議会議員報酬に類する引き上げは必然的なことと思われませんが、いくつかの自治体では今年度分については財政の厳しい折、特別職を含め議員報酬を引き上げたものの5%とか10%削減するという処置をとっております。このようなことを含めた提案も必要ではないかと思われれます。今、合併選挙を行っている北秋田市では、議員報酬引き上げの提案について全会一致で否決しました。選挙前の議会での提案だからという理由で議員が否決の方向に動いたというだけではなく、ここには住民の皆さんの声が反映していたからこそ、このような結果になったのではないかと私は思います。私は少なくとも今年度分の削減を含めた提案及び報酬額についての市民の皆さんの合意、納得のいく時間的余地を持つべきと思いますので、今回の提案については反対致します。

以上で私の潟上市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）についての反対討論を終わります。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにおりませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第12号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第13号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第14号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、潟上市財産区財政調整基金条例の一部を改正する条例(案)について、質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決致します。本案に対する総務委員長の報告は可決です。議案第18号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

先ほども申し上げましたが、各補正予算ならびに当初予算案の議事の取り扱いは、委員長報告に対しての質疑と討論までとし、採決については各委員長報告が全部終了後に1個ずつ採決致しますので、お願いします。

これより議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第39号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第40号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。20番。

○20番(西村 武) 17ページですけれども、この入湯税のことについてちょっと、先ほども委員長の方から報告ありましてよく理解はしておりますけれども、今回463万9,000円の大幅な減額ですけれども、これはまず市長の施政方針ですか、あるいは財政の報告のときにも申されておりましたけれども、もちろん人数の減になりますけれども、これは管理者委託とは何か関係あるのかどうかですね。それと、まず今後、審査の中でどのように努力をしていくのか、その辺のところ、審査の中で話し合われましたことをひとつお聞かせいただきます。

○議長(藤原幸作) 15番。

○総務常任委員長(伊藤栄悦) ただいまの西村議員の質問に対してお答え致します。

指定管理者制度との委託の関係と関係があるのかということですが、これは関係ございません。そういうふうな議論をしておりません。

それからもう一つですけれども、入湯税の件ですが、入湯税が相当減っているということでもありますけれども、利用者の増減を今しばらく見てみますと、これは平成16年が26万3,000ちょっと、それから平成17年が24万6,600人、そしてこれで人数が1万4,400人減っておりますので、そういうふうなことからこういうふうな結果になってございます。

それから、あと予算ですけれども、こちらの方は18年度は22万8,260人、こういうふうに予定しておりますので、予算的にも減額してございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 今、委員長からの答弁で22万6,000人ということはわかりましたけれども、これ当初計画した時点では、まず20万人の5万人ということで、大人が20万人ですか、子供が5万人、25万人の入場者を予定してこれ計画されておりますので、そのためにやっぱり努力が必要だと私は思いますので、その辺のところも委員会ではどういう審議をしたのか、お答え願います。

○議長（藤原幸作） 15番。

○総務常任委員長（伊藤栄悦） お答え致します。

この入湯税のそのことに関してですけれども、お客さんが減っていくということでそういうふうになりましたが、今回はラジウム温泉、岩盤浴ですね、約700万円かけてやろうとしているということで、これから種苗交換会等もあり期待がもてるのじゃないかと、こういうことでお話してございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第54号、平成18年度湯上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第55号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第56号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第57号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第2号、勤労者・国民への安易な増税路線の撤回を求める意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号については、総務委員長報告のとおり継続することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、継続することに決定になりました。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。14番伊藤社会厚生委員長。14番。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長(伊藤 博) 平成18年第1回定例会で社会厚生常任委員会に付託されました議案につきまして、会議規則第102条の規定により報告致します。

審査年月日、平成18年3月15日・16日・17日。出席委員、伊藤 博、菅原久和、戸田俊樹、成田 進、佐藤幸孝、藤原幸作。説明当局、市民生活部長、福祉保健部長、各関係課長。書記、市民生活部市民課佐藤洋介。

審査の経過と結果について報告を致します。

議案第4号、潟上市受胎調節実施指導員指定証交付等手数料徴収条例(案)について。本条例は、平成18年度に新たに県から権限移譲される事務のうち、手数料を徴収する事務について制定するものです。

手数料について、当局から県徴収時と同額との説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市犯罪被害者等基本条例(案)について。

本条例は、犯罪被害者等基本法の施行に伴い、犯罪被害者等の支援のための施策に関する事項を制定するものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第9号、潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例案について。

本条例は、犯罪行為により障害等を受けた市民、または遺族に対して見舞金の支給等を行うことにより、生活の安定と精神的被害を軽減させるためのものです。

各自治体の見舞金設定について、当局から、全国の自治体が同一との説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第10号、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(案)について。

本条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施す

るため必要な組織を整備し、職員の配置及びサービスの基準を定めるものです。

サービス基準について、当局から、条例議決後、避難や救援等の計画を策定するとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第11号、潟上市国民保護協議会条例（案）について。

本条例は、議案第10号に関連し、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、総合的施策を推進するものです。

協議会委員の範囲について、当局から、会長は市長となり、委員の任命は市長が行い、助役、教育長、自治体職員、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊及び知識を有する者との説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第15号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、児童扶養手当法ほか手数料を免除できる関係法律の規定に基づき、戸籍の証明に関する手数料を減免し、関係者の負担を軽減するためのものです。手数料を免除できるものについて、当局から、児童扶養手当法のほか21の法律に関するものがあるとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第16号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を加えるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第17号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、介護保険事業計画の見直し及び平成18年度からの本市介護保険料の一本化ならびに介護保険法同法施行令の一部改正に伴うものです。

健康保険料の比較について、当局から、平成17年度は旧3町の保険料を引き継いでおり、改正により飯田川地区は引き上げに、天王地区、昭和地区及び3地区平均は引き下げとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会会長菅原三朗です。

施設老朽化に伴う建て替えについて、当局から、今後、市と社会福祉協議会で協議を行っていくとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第20号、潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会会長菅原三朗です。

施設管理人の今後の雇用形態について、当局から、現状どおりとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第21号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗です。

昭和ふくし会について、当局から、特別養護老人ホーム昭寿苑を運営し、ショートステイ及びデイサービス等の事業を行っているとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第22号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人昭和ふくし会理事長菅原三朗です。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第24号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について。

指定管理者となる団体は、社会福祉法人潟上市社会福祉協議会会長菅原三朗です。

利用団体を指定管理者にすることを考えるについて、当局から、現在まで社会福祉協議会が管理しており、ノウハウも十分あるとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について。

収入の主について。

13款1項1目民生費国庫負担金のうち、生活保護費負担金1,438万5,000円の増額補正は、生活保護世帯30世帯32人の増によるものです。

生活保護について、当局から、仕事ができる方には就労支援を推進し、自立に結びつけたいとの説明がありました。

同目民生費国庫負担金及び14款1項1目民生費県負担金の国保保険基盤安定負担金の増減は、改正により国庫負担金が全額県負担となったことによるものです。

17款1項1目特別会計繰入金は1,102万円の増額補正で、これは介護保険事業特別会計の前年度精算分に伴うものです。

歳出の主なものについて。

2款1項12目生活交通費のうち生活バス路線維持費補助金1,195万3,000円の増額補正は、運行実績の確定に伴うものです。

今後の見通しについて、当局から、マイタウンバスについては時間帯の調整を図り、生活バス路線については市から助成を続け、市民の移動手段の確保に努めたいとの説明がありました。

3款3項2目扶助費の2,113万4,000円の増額補正は、歳入でも述べましたが、生活保護受給者の増によるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について。
主に医療費実績見込みの増によるものです。

特定財源から一般財源への組み替えについて、当局から、実績見込みの減によるものとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について。
主に、各介護サービス費等の実績見込みの減によるものです。

保険料未納について、当局から、未納額は661万1,000円で、120件との説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について。
主なものは、落雷災害復旧工事の請負差額の減です。

平成17年度と平成18年度の予算額の比較について、当局から、平成17年度については12月補正での落雷災害復旧工事分での比較差があるとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入の主なものについて。

13款国庫支出金及び14款県支出金のうち、児童手当負担金は前年度まで小学校第3学年まで支給していた児童手当を、今年度から小学校終了前まで拡大することに伴う増です。

また、生活保護費負担金は、生活保護受給者の増によるものです。

14款2項2目民生費県補助金のうち新規事業である障害者社会参加促進事業補助金の内容について、当局から、障害者の自動車免許取得、自動車改造、福祉機器リサイクル委託事業、スポーツ交流等の内容であるとの説明がありました。

20款1項1目衛生費は、グリーンセンター排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事に伴う一般廃棄物処理事業債1億9,840万円で事業費の90%の借り入れとなっています。

歳出の主なものについて。

3款1項6目老人福祉費のうち、天王及び細谷ことぶき荘下水道工事360万2,000円が新規計上されております。

2項2目児童手当費は、前年度比5,491万5,000円の増で、これは児童手当の特例給付が小学校終了前まで拡大されることによるものです。6目児童対策総務費は新規項目で、子育て支援に係る乳児養育支援金を児童手当費から組み替えたものです。

3項2目扶助費は、前年度比6,284万4,000円の増で、生活保護受給者の増によるものです。

4款2項3目クリーンセンター費は、排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事2億2,050万円、5目し尿処理費は脱臭設備活性炭交換工事359万円が新規に計上されています。

クリーンセンターの排ガス冷却塔及び空気予熱機等更新工事期間中のごみ処理について、当局から、搬入量の少ない時期を考慮し、平成18年10月末から11月と平成19年2月から40日間を予定しているとの説明がありました。

9款消防費は、追分南光台公園緑地に防火水槽設置工事736万2,000円、天王第5分団の車庫建築工事730万8,000円、昭和及び飯田川地区にホース乾燥塔設置工事426万6,000円、防災計画作成委託料952万6,000円、防災行政無線施設設計管理委託料300万円が新規に計上されています。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第46号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ前年度比1億7,117万8,000円の増で、医療費の増によるものです。

保険税未納者の取り扱いについて、当局から、短期保険証の交付、さらに全額自己負担をし、保険給付分の申請時滞納分へ納めていただく内容である資格証明書を交付しているとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第47号、平成18年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ前年度比1億6,056万円の減で、受給対象者数の減による医療費の減によるものです。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第48号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ前年度比1,610万9,000円の減で、これは主に介護サービス給付費で食事代や居住費が対象外となったことによるものです。

また、これを補うものとして特定入所者介護サービス費を新規計上しています。

また、3か年事業計画の初年度となります。介護予防の重点的な施策について、当局から、高齢福祉課のほか健康課及び社会福祉課との連携を図り、特に保健師が行っている検診、予防教室等に併せ、介護予防を行っていくとの説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第49号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ前年度512万4,000円の減で、これは業務費及び公債費の減によるものです。

有線放送の拡大について、当局から、コスト面及び設備の上限戸数から、昭和及び天王地区までの普及は困難との説明がありました。

本案は、全会一致で可決すべきものと決しました。

陳情1号、武力攻撃事態等における「市町村国民保護計画」策定に反対する陳情について。

国の法律のもと全国的に条例を制定し、今回の議案第10号としても市も条例を定め、本委員会はこれを可決すべきと決することから、本陳情は全会一致で不採択すべきものと決しました。

陳情3号、社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について。

本件については、陳情内容をさらに精査し、状況を見ながら慎重に審議する必要があることから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

平成18年3月24日 潟上市議会社会厚生常任委員会委員長 伊藤 博

潟上市議会議長 藤原幸作 様

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま社会厚生委員長より報告のありました議案第4号、潟上市受胎調節実地指導員指定証交付等手数料徴収条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市犯罪被害者等基本条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、潟上市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 委員長、どうもご苦労さまです。

これに関する事なんですけれども、防衛庁の新防衛計画大綱では、日本への他国からの武力攻撃はなくなったから自衛隊は海外派遣を今後ともするとしておりますけれども、こうなればこの国民保護法をつくって事態法に対処するというふうな法律はいらないわけなんですけれどもね。この防衛庁の新防衛計画大綱について、何というんですか討議の中で話題にあがったのかどうか、審議されたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 今の質問にお答え致します。

この条例につきましては、国民保護法という法律に基づいているということで、国民保護法についてのお話、やり取りはありましたけれども、自衛隊法等につきましてはやり取りは付託外ですので審議の対象としておりません。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。11番。

○11番（藤原典男） 提案されております議案第10号、潟上市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（案）についての反対討論を行います。

なお、関連する国民保護協議会条例（案）についても同様の意見であることを申し述べておきます。

この条例は、武力攻撃事態法に基づき国民保護法をはじめとする有事法制の自治体レベルでの具体化として提案されたものです。

政府は、日本が他国から武力攻撃を受けた日本有事の場合に、日本国民を保護するための法律だとして説明しています。しかし、有事法制をめぐる国会審議の中で、政府は日本有事の想定、どのような可能性があるかについて具体的な事例を示すことはできませんでした。実際、小泉内閣が2004年11月に閣議決定した防衛計画大綱では、第2項の我が国を取りまく安全保障環境の中では冷戦終結後10年以上が経過し、米国、ロシア間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力、依存関係が一層進展しているという情勢認識のもとで、我が国に対し、本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると明記しています。

防衛庁の新防衛計画大綱では、日本の他国からの武力攻撃はなくなったから自衛隊は海外派兵を本務とするとしております。

政府自らが日本への侵略の可能性が低下しているといっているのに、なぜ今国民保護法の具体化を進める必要があるのか強い疑問があります。ただ言えるのは、国民保護計画が日本を守るものでもなく、国民・市民を保護するものでもなく、泥沼化しているイラク戦争のようなアメリカが起こした戦争に具体的に協力する仕組みをつくること、市民・地方団体・民間機関をこのような戦争に強制的に動員するための必要があるということです。このことは憲法で定められている平和の理念にまったく反していることは明らかです。むしろアメリカとの軍事協力のためにこそ日本有事を現実的なものにする危険性があり、近隣諸国にとってみればこそ、これこそが最大の脅威なのではないでしょうか。国民保護をというならば、今推し進めている日米一体となった軍事協力の道を断ち切ることこそ国民保護の最大の保障となるものと考えます。

そして、自然災害と違い、戦争は徹底した外交による平和的手段で防ぐことが可能であります。ASEANが中心となり、EUも加入している東南アジア友好協力条約・TACは世界の53%が参加する広がりを見せ、世界平和の共同体を展望する大きな取り組みになっています。この世界平和を真剣に模索する動きにこそ目を向けるべきです。

今、潟上市がすべきことは、有事法制国民保護法の制定ではなく、非核宣言・平和都市宣言をするべきではないでしょうか。有事を起こさせないという平和への市民的世論を、市長自ら大きく広げていくことではないでしょうか。莫大な国や自治体の予算と人を使い、考えられない戦争を想定した、また、アメリカの世界戦略のために自治体と国民を動員し、施設を提供し、そのために国民の基本的な人権をも奪う可能性のあるこの条例案については反対致します。

以上で反対討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、潟上市国民保護協議会条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、潟上市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第16号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） この条例案によれば、昭和・天王地域は引き下げて飯田川地域の保険料は引き上げということになりますけれども、県から借金しております償還期間の延期、それから一般会計からの繰り入れで飯田川地域に倣うような保険料に策定できなかったのかどうか、そこら辺をお聞き致したいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） 今の質問にお答えを致します。

報告のとおり飯田川地区につきましては引き上げになるわけですが、合併協議の際に、申し合わせの事項として、17年度については旧町の水準を維持して、18年度からは3期計画の中で見直し、その上で一本化をするというふうな取り決めがありました。ご存じのとおり、潟上市は審査の中でも説明がありましたが、施設が比較的充実しているところで、それから最初に言われた県からの借り入れにつきましても、その償還を昭和・天王は6年間で償還をするという議会決議を経てしておりまして、その辺のところは合併協議の中でも取り扱われたところでもあります。ですから、各旧町の議会決議を尊重して

合併協議が行われてこの数字になって、改めて18年度からの3期計画の策定にあたっては運営協議会、計画策定委員会等の審議を経てこの数字に結論が出たというふうな説明で、委員会の審査としては、その経過を了承して、この金額の数字を了承したという内容になっております。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 6年間の返還期間ということで、各議会で決めたということでもありますけれども、これは県と町との約束じゃないかと私はそう思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） この償還に関しましては、今回の補正予算には付託された事項ではありませんので、償還金の償還の仕方、あるいは金額の内容につきましては、委員会の審査はしていません。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 議案第17号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について反対討論を致します。

65歳以上の第1号被保険者の方の介護保険料については、何も介護保険を使わなくとも低い年金の中からも高い介護保険料が天引きされ、生活していくのが大変だという声が多く聞かれます。国民年金をもらっている方であれば、厚生年金とは違い2か月で6万円にも満たない方は多いのですが、全体的に見て年金だけでは最低生活基準にも満たない方、すれすれの方が大半なのはご承知のとおりです。もっと保険料を安くしていただきたいというのが大方の声と思います。

今回提案されております介護保険条例の提案は、合併に伴う旧3町の統一した保険料の提案ですが、この案によれば第1号被保険者の第3段階、住民税非課税世帯の方で1か月4,250円の保険料とするものです。これにより旧天王町地域の方は1か月50円が安くなります。旧昭和町地域の方では1か月170円が安くなります。しかし、旧飯田川町地域の方は1か月当たり256円、年間では3,048円が高くなります。飯田川地域の方は、合併して保険料が高くなったという声が聞かれるのは必至です。しかも旧飯田川地域に

については、秋田県から借りていた介護保険の債務は既に終わった地域でもあります。この債務が既に終わった地域において合併し保険料を統一することで介護保険料の値上げを行うことは、今後、行政に対する不満が大きくなることは明らかです。

ご承知のように少ない年金からも天引きされることは生活にとって痛手です。この飯田川地域における値上げの負担を解消するための手だてはあるのではないかと私は思います。例えば一般会計からの繰り入れを行うことや昭和・天王分の県からの償還の期限をもう一年延期してもらうために県に申し入れることなどにより可能と思われます。そのような具体的対策を立てて、介護保険料は低い方の飯田川の保険料に沿った提案をするべきと思われますので、今回の提案については反対致します。

以上で、潟上市介護条例の一部を改正する条例案についての反対討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかにおりませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第17号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、潟上市飯田川社会福祉会館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第19号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、潟上市飯田川ふれあいの家の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第20号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、潟上市昭和デイサービスセンターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第21号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、潟上市昭和在宅介護支援センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第22号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、潟上市飯田川高齢者生きがい対策創作館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決致します。本案に対する社会厚生委員長の報告は可決です。議案第24号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第46号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番

○11番（藤原典男） 今、委員長の報告の中では国民健康保険税を支払えない方に対して短期保険証、そして資格証明書の発行というふうなことの報告がありましたけれども、やっぱり健康保険証がなければお医者さんにもかかれないうし、どういうふうな状態の中でこういうふうなものを発行しているのかと、そこら辺の審議がありましたらお知らせ願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 14番。

○社会厚生常任委員長（伊藤 博） ただいまの質問にお答えを致します。

ここに、委員長報告の中にもありましたように、たしかに滞納分がございまして、2月末現在では、およそ3億5,000万円の金額にのぼっております。ただ、収納につきましては、それほど高い見込みはできないというようなことも、事情もあって、担当課としては収納課との連携を強めて、より一層収納率を向上すべく、対象者には分割の納付をご相談を一緒にするとかというような方法を広げながら収納率の向上に結びつけたい。できるだけ資格証明書等の発行を押さえていきたいというふうな見解が示されました。以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第47号、平成18年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第48号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第49号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について質疑

を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午前11時29分 休憩

.....
午前11時30分 再開

○議長(藤原幸作) 再開致します。

次に、委員長報告の陳情第1号、武力攻撃事態等における市町村国民保護計画策定に反対する陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号について、社会厚生委員長報告のとおり不採択とすることに異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議があるということですので、これから起立によって採決致します。陳情第1号について、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立多数。したがって、委員長報告のとおり不採択と決定致します。

次に、委員長報告の陳情第3号、社会保障制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号については、社会厚生委員長報告のとおり継続することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、継続することに決定になりました。

これで暫時休憩致します。再開は1時30分と致します。

午前11時34分 休憩

午後1時30分 再開

○議長(藤原幸作) 休憩前に引き続き会議を開きます。

産業建設常任委員会の報告を求めます。3番児玉産業建設委員長。3番。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長(児玉春雄) 産業建設常任委員会審査報告書。

平成18年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1、審査年月日、平成18年3月15日・16日間の2日間でございます。出席委員、佐藤義久、澤井昭二郎、赤平末次郎、佐藤昇、児玉春雄の5人全員でございます。説明当局、産業建設部長、各関係局・課長。書記には、産業建設部下水道課門間善一郎さんをお願いしております。

審査の経過と結果について申し上げます。

議案第5号、潟上市優良宅地造成認定手数料徴収条例(案)について申し上げます。

本条例は、県から権限移譲される事務に伴い制定される手数料徴収条例で、市が優良宅地の認定を受けようとする者から手数料を徴収するものであります。

委員からは、優良宅地の内容等について質問があり、当局からは、基準をクリアし認定された場合、土地の譲渡に係る税の優遇措置を受けることができるとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第6号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例(案)について申し上げます。

本条例は、県から権限移譲される事務に伴い制定される手数料徴収条例で、市が優良

住宅の新築の認定を受けようとする者から手数料を徴収するものであります。

委員からは、認定の要件等について質問があり、当局からは、建築物の認定条件等の回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第7号、潟上市砂利採取計画の認定等手数料徴収条例（案）について申し上げます。

本条例は、県から権限移譲される事務に伴い制定される手数料徴収条例で、市が砂利採取計画の認可を受けようとする者等から手数料を徴収するものであります。

委員からは、市内の採取場所の有無、許可等の質問があり、当局からは、市内には数多くの採取場所があることから、認可する際には慎重を期して実施していきたい旨の回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第23号、潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、指定管理者を指定するものであります。

委員からは、施設の決算報告等について質問があり、当局からは、決算時に報告しているとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第25号、潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、指定管理者を指定するものであります。

委員からは、施設の利用状況等について質問があり、当局からは、売上げ状況、豪雪による利用者数の減少等について回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第26号、潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、地方自治法の規定により、指定管理者を指定するものであります。

委員からは、指定された管理者の資格者等について質問があり、当局からは、法律上問題ないとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第27号、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について申し

上げます。

本案は、地方自治法の規定により、指定管理者を指定するものであります。

委員からは、建物の構造について確認があり、当局は、木造平屋建ての旨回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しましたが、指定管理者の指定に関する件につきましては、例えばグラウンドゴルフ場等同じような施設であれば、一貫した管理を行うための管理マニュアル等を統一して管理することが望ましいとの意見がありました。

議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入について、主なものを申し上げます。

14款 2 項県補助金は、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金98万3,000円の増額。

19款 5 項雑入は、農業者年金業務委託手数料 3 万3,000円の増額。

20款 1 項市債は、農業債20万円の増額、土木債2,010万円の減額で、事業確定によるものであります。

委員からは、農地流動化の今後の見通し等について質問があり、当局からは、動向についてはなかなか把握が困難だが、継続して事業を実施していきたいとの回答がありました。

歳出について、主なものを申し上げます。

4 款 1 項保健衛生費は、合併処理浄化槽事業会計繰出金80万6,000円の減額、6 款 1 項農業費は、農地流動化推進事業費補助金245万1,000円の増額、あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金98万3,000円の増額。

7 款 1 項商工費は、中小企業振興融資保証料補助金50万円の増額。

8 款 2 項道路橋梁費は、除雪委託料7,300万円の増額、道路改良工事1,701万1,000円の減額。8 款 3 項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業負担金46万円の減額。8 款 4 項都市計画費は、都市計画基本方針策定委託料62万8,000円の減額であります。

委員からは、除雪、道路改良工事等について質問があり、除雪に関しては各学校グラウンド内を早急に整備できる状態にするための排雪費用が主であること、道路に関しては国交省との協議では冬期間の工事が認められなかったことによる減額補正であり、18年度当初予算に計上して対応するとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ297万8,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ17億1,376万7,000円とするもので、秋田県流域下水道事業負担金額の確定による補正が主なものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ936万6,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3,394万1,000円とするもので、合併処理浄化槽事業の確定による補正が主なものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ290万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ330万5,000円とするものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第41号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について申し上げます。

収益的収入1款1項営業収益は、給水収益の水道料金と量水器使用料の組み替え補正であります。

収益的支出1款1項営業費用640万4,000円は、配水及び給水費の委託料、修繕料の増額が主なものです。2項営業外費用300万円は、消費税分の増額であります。

資本的収入1款3項負担金24万2,000円は、工事負担金の精算による減額であります。

資本的支出1款1項建設改良費367万5,000円は、量水器購入費の減額であります。

委員からは、天王地区の簡易水道について質問があり、当局からは、将来の上水道一本化に向けて対処したい等回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第42号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて申し上げます。

本案は、地方財政法の規定により、平成18年度潟上市一般会計から9,668万9,000円以内を繰り入れるものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第43号、平成18年度潟上市下水道特別会計への繰り入れについて申し上げます。

本案は、地方財政法の規定により、平成18年度潟上市一般会計から7億933万8,000円以内を繰り入れるものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第44号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて申し上げます。

本案は、地方財政法の規定により、平成18年度潟上市一般会計から206万5,000円以内を繰り入れるものであります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

歳入について、主なものを申し上げます。

12款1項使用料は、道路占用料1,030万円、市営住宅413戸分の住宅使用料7,269万7,000円、14款2項県補助金は、農業委員会交付金320万円、あなたと地域の農業夢プラン応援事業費補助金494万5,000円、地域で創る水田農業支援事業費補助金450万5,000円、松くい虫防除対策事業費補助金525万4,000円であります。

委員からは、鞍掛沼公園施設及び住宅使用料等について質問があり、当局からは、レストラン戸田苑の撤退の報告と施設全体のあり方を検討する必要があること、住宅使用料の滞納の回収に努めたいとの回答がありました。

歳出について、主なものを申し上げます。

6款1項農業費の農業委員会費は4,139万4,000円で、農業委員報酬は改定してあります。農業振興費は3,923万7,000円で、市病虫害防除協議会補助金、あなたと地域の農業夢プラン応援事業補助金、転作大豆振興対策費補助金、地域で創る水田農業支援事業費補助金。農地費は9,842万3,000円で、県営土地改良事業負担金、農道整備事業元利補給金、モデル事業元利補給金、かん排事業借入償還助成金。農業用施設管理費は696万4,000円で、アグリプラザ用地取得費償還金。種苗交換会費は2,531万2,000円で、潟上市種苗交換会協賛会負担金が2,500万円。2項林業費は1,439万2,000円で、松くい虫防除対策事業委託料、林道整備借入償還助成金。3項水産業費は260万4,000円で、種苗放

流事業補助金。

7款1項商工費の1目商工振興費は8,572万円で、商工会補助金、中小企業振興融資制度預託金、商工組合中央金庫預託金。観光費は7,057万円で、ふれあい交流センター管理運営委託料、ブルーメッセあきた関連施設管理委託料、ふれあい交流センターラジウム温泉及び岩盤浴設置工事、観光協会補助金。地域活性化イベント事業費は、1,126万9,000円で物品借上料であります。

委員からは、病虫害防除指導、松くい虫防除の内容等について質問があり、当局からは、防除技術指導体制、松くい虫の防除計画等について回答がありました。

8款1項土木管理費は1億2,478万6,000円で、道路改良工事元利償還金、地籍調査委託料。2項道路橋梁費は1億9,287万2,000円で、道路排水処理委託料、道路台帳作成業務委託料、豪雪対策維持補修工事。3項河川砂防費は900万9,000円で、急傾斜地崩壊対策事業費負担金。4項都市計画費は8億8,862万3,000円で、都市計画基本方針策定委託料、公園等施設保守管理委託料、下水道事業特別会計繰出金。5項住宅費は2,892万4,000円で、住宅補修工事、用地取得造成借入償還金であります。

委員からは、都市計画審議委員、住宅の修繕等について質問があり、当局からは、都市計画審議会は委員15人以内で組織され、計画決定等にあたり、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議するために設置される。住宅入居者が退去時の内装・改修等は工事請負費で対応している等回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第50号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億3,726万8,000円であります。

歳入について、主なものを申し上げます。

1款1項農業集落排水施設使用料は2,241万3,000円、2款1項分担金は1,036万1,000円、4款1項一般会計繰入金は9,668万9,000円、7款1項下水道債は資本費平準化債で730万円であります。

歳出について、主なものを申し上げます。

1款2項大崎地区排水施設費は764万3,000円、3項湖岸地区排水施設費は1,028万9,000円、4項羽立地区排水施設費は921万5,000円、5項豊川地区排水施設費は945万3,000円で、各施設の光熱水費、保守管理委託料であります。

2 款 1 項公債費は9,595万5,000円で、事業債の元金、利子の償還金であります。

委員からは、下水道債の内容、修繕の内容について質問があり、当局からは、平準化債は支払利息に応じた起債であること、施設が建設後10年以上経過していることから、耐用年数に応じた修繕を行う必要があるとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第51号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ16億8,596万8,000円であります。

歳入について、主なものを申し上げます。

1 款下水道使用料は2億9,772万1,000円、4 款国庫補助金は1億5,000万円、5 款一般会計繰入金は7億933万8,000円、8 款下水道債は4億8,870万円であります。

歳出について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項総務費は2億8,292万9,000円で、山神排水機場更新工事、秋田県流域下水道維持管理費負担金。2 項事業費は5億1,226万2,000円で、公共下水道事業費及び特定環境保全公共下水道事業費。2 款 1 項公債費は8億9,027万7,000円で、下水道債の元金、利子の償還金であります。

委員からは、委託、工事箇所等について質問があり、当局からは、公共下水道事業は出戸新町、乱橋、古川地域で、施工延長1,500m。特定環境保全公共下水道事業は、天王、二田、蒲沼、鶴沼台、羽立北野、大清水北野、野村、新関地域で、施工延長4,500mを予定しているとの回答がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第52号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ2,354万3,000円であります。

歳入について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項合併処理浄化槽施設使用料は172万9,000円、4 款 1 項国庫補助金は647万9,000円、8 款 1 項下水道債は1,100万円であります。

歳出について、主なものを申し上げます。

1 款 2 項合併処理浄化槽施設費286万1,000円で、浄化槽施設保守管理委託料、3 項事業費は1,887万円で、合併浄化槽の工事請負費20件の予定であります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第53号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について申し上げます。
歳入歳出予算の総額は、それぞれ171万6,000円であります。

歳入について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 県補助金は84万5,000円で、造林補助金。3 款 1 項 基金繰入金は86万2,000円
であります。

歳出について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 総務管理費は166万6,000円で、間伐の委託料であります。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第58号、平成18年度潟上市水道事業会計予算（案）について申し上げます。

収益的収入について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 営業収益は5 億4,056万8,000円で、水道料金。2 項 営業外収益は4,772万
8,000円で、一般会計補助金、水道加入金であります。

収益的支出について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 営業費用は3 億7,946万4,000円で、動力費、修繕費、有形固定資産減価償却
費。2 項 営業外費用は1 億5,660万5,000円で、企業債利息償還金、管路台帳作成業務費
であります。

資本的収入について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 企業債は1 億6,000万円。3 項 負担金は1,615万1,000円で、工事負担金、他
会計負担金。4 項 補助金は4,887万8,000円で、老朽管更新事業国庫補助金、他会計補助
金であります。

資本的支出について、主なものを申し上げます。

1 款 1 項 建設改良費は2 億9,446万1,000円で、取水設備工事請負費、浄水設備工事請
負費、配水設備工事請負費。2 項 企業債償還金は1 億4,927万9,000円で、企業債元金償
還金。3 項 開発費は302万4,000円で、水道台帳補正委託料であります。

委員からは、藤花園団地石綿セメント管更新工事等について質問があり、当局からは、
移管の経緯や工事の必要性について説明がありました。

慎重審査の結果、本案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上申し述べて、産業建設常任委員会の報告と致します。

平成18年3月24日 潟上市議会産業建設常任委員会委員長 児玉春雄

潟上市議会議長 藤原幸作様

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま産業建設委員長から報告がありました議案第5号、潟上市優良土地造成認定手数料徴収条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決致します。本案に対する産業建設委員長の報告は可決です。議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、潟上市優良住宅新築認定手数料徴収条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決致します。本案に対する産業建設委員長の報告は可決です。議案第6号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、潟上市砂利採取計画の認可等手数料徴収条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第7号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、潟上市昭和高齢者ふれあい館の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第23号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、潟上市昭和地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第25号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第26号、潟上市天王ふれあい交流センターの指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第26号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場の指定管理者の指定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第41号、平成17年度潟上市水道事業会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第42号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 今冬の豪雪による農業被害に対して、市としてどのような財政的援助を考えているのか、予算に盛り込まれているのかどうかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 11番藤原典男議員に、もう一度ゆっくり話してください。ちょっと聞き取れなかったのです。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 今冬の豪雪被害に対する農業被害について、市としてどのような財政的援助というか策を予算的に盛ったのかというふうなことをお聞きしたわけです。

以上です。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 11番藤原議員にお答えします。

そのことは、あまりうちの方では審査しなかった、そういうことでございますので、ご了承願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。20番。

○20番（西村 武） 委員長、どうもご苦労さんです。

委員長報告の13ページ、予算書では93ページです。これは負担金補助金及び交付金というところの転作大豆振興対策費補助金ですけれども、この金額は551万3,000円ですけれども、これは数年にわたっている事業ですので、その主要効果たるもの、そういう審査があったかどうかということと、もう一点は、農家負担もありますので、農家全体でどのぐらいの負担になっているのか、そういうことをお答えいただきます。

それともう一点は、予算書の105ページのところの公園費ですけれども、昨年の予算

を見ますと保守管理委託料ですけれども、今回は施設管理委託費と、こうなっています、その関係する施設ですか、そういうものは何か所にのぼっているものか。それとその公園というのは何か所にあたるものか、その辺の審査についてお答えをいただきます。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 超ベテラン西村議員にお答えしますけれども、一点一点いきますので、ゆっくりやってください。私もまだ不勉強でございますので、どうかもう一回。

○20番（西村 武） いいですか、予算書の93ページ、この中に補助金及び交付金のところで転作大豆振興対策費助成金とありますけれども、これはもう既に数年にわたって農家に助成しておりますので、この主要たる成果ですね、そういうものの効果、そういうものがどうなっているのかということを知りたいわけですよ。いいですか。

それともう一点はですね、農家負担はどうなっているかと。これは農家の負担もありまして、そのために私が今聞いているので、その辺のところを審査にあったのかどうかということをお聞きしているわけです。

これともう一点あるけれども、言いますか、さっきの。

○議長（藤原幸作） 2人のやり取りじゃなくて、きちんと20番と発言してからお願いします。3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 転作大豆振興対策費補助金のところで、土地改良材助成ということで、これはランカクエースのことでございます。土地改良材に対する助成については、天王地区の340haを対象に、土壌改良材に対する助成については天王地区の340haを対象に、10a当たりランカクエース120kg6袋、3,726円の3分の1を助成するものであります。特徴ある商品、質、大豆の生産拡大を目指す12年度から土壌散布を実施している。契約栽培という販売ルート of 安全確保のためにも対策を継続していくものと答弁をいただいております。

農家負担は3分の2でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。20番。

○20番（西村 武） じゃあこのことについてまずお伺いしますけれども、まずこれはJAみなみで、若美地区も、あるいは男鹿地区も同じ農協なわけですね。そういう中で、この助成をしているのはこの天王地区だけですね。その今の答弁では、契約の安全のた

めと、それが最大の効果と、こう言われておりますけれども、農家ではこれに対して負担があって、考えてもらわなきゃならない事業と農家の大半の方がこう申しておりますので、やはりこういう助成金を出してもいいけれども、やっぱりそこにはそれだけの費用効果が、表われるものでなければ私はいけないとこう思いますので、若美の豆も男鹿の豆もですよ、こういうランカクエースを撒かなくたって契約の安全にならないかとなれば、みな平等に売れていってるんですよ。ですから、この辺のところはやっぱり市当局も、私は考える必要があるのではないかとこう思います。そういうことで私は今申し述べましたので、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

それともう一点、先ほどの公園管理委託料の3,797万円ですけれども、この分については、何か所の公園があって、何施設がこの保守管理に該当するものかということ審査ありましたらお願いします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 20番の西村議員にお答えします。

この内訳は、グリーンランド関係が15か所、元木山公園関係が2か所、その他公園関係が4か所でございます。

以上です。

○議長（藤原幸作） はい、20番。

○20番（西村 武） そこで、その管理の中には例えばですね芝生とかそういうものも入っていますか。もし入っていれば、例えばその芝の管理、これは保守管理ですから、その管理が怠ったときにですね。それは入ってなくて、施設だけ、であれば、まず大体わかりましたけれども、それにちなんでですね、このレストラン戸田苑の撤退の報告ですけれども、その撤退したときの内容ですね、そういうものを委員会で話し合いがありましたらお願いします。

○議長（藤原幸作） 3番。

○産業建設常任委員長（児玉春雄） 20番西村議員にお答えします。

予算の作る段階では、まずこのことはなかったのが計上していると。2月の28日でやめることになって、私方も3月の4日に勉強会を開こうとしたら、いやあ申しわけございませんと、そういうことで急きょ取り止めなったものだから、その辺のことをご理解願いたいと思います。

撤退の理由は、当然、西村さんも商売しているからわかるとおり、利益なくなったか

ら経営が容易でないと、そういうことで撤退したのではないかと考えております。そういうそのことの当局の説明でございました。

○議長（藤原幸作） ただいま審議の経緯を申し上げたようであります。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第50号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第51号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第52号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第53号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第58号、平成18年度潟上市水道事業会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、文教常任委員会の報告を求めます。7番佐藤文教委員長。7番。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤恵佐雄） 文教常任委員会の審査報告を致します。

平成18年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告を致します。

審査年月日、平成18年3月15日と16日、2日間であります。出席委員、佐藤恵佐雄、大谷貞廣、小林 悟、村井政克、西村 武、全員の出席でございます。説明当局、教育長、教育次長、各関係課長。書記に教育委員会スポーツ振興課斉藤英博さんを指名致しております。

審査の経緯と結果について申し上げます。

議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について申し上げます。

歳入について申し上げます。

歳入は、補助金等の額の確定による増額、減額補正が主なものであります。

委員からは、集会所建設事業債の減額補正は合併特例債を使ったから不要になったのかという質問があり、当局からは、合併市町村補助金で対応したという回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

10款教育費 1項教育総務費 2目事務局費のアスベスト調査委託料150万円の減額補正は、調査対象箇所数の減によるものであります。同じく 2項小学校費 1目学校管理費の工事請負費1,764万8,000円の減額補正は、天王小学校にかかわる工事費の補助額確定によるものであります。同じく 7項保健体育費 4目国体事務局費の国民体育大会実行委員会補助金の200万円の減額補正は、国体視察への参加者の減と開催地の交通手段等を調整し、視察日数を減にしたことによるものであります。

本案は、慎重審議の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について申し上げます。

歳入の主なものについて申し上げます。

11款分担金及び負担金 1項負担金 1目民生費負担金 2節保育料負担金 1億293万7,000円の主なものは保育料負担金で、前年度の予算から子育て支援の対象になる臨時分を引いた額を計上しております。

12款使用料及び手数料 1項使用料 7目教育使用料3,209万5,000円の主なものは、天王幼稚園、出戸幼稚園、若竹幼児教育センターの3か所282名分の幼稚園使用料1,991万3,000円、3か所のグラウンドゴルフ場使用料1,024万円であります。

14款県支出金 2項県補助金 2目民生費県補助金 4節児童福祉費補助金のうち、公立及び私立保育園分のすこやか子育て支援事業費補助金ならびに 6目教育費県補助金の公立及び私立幼稚園分のすこやか子育て支援事業費補助金は、経済支援策などの見直しにより、よりよく支援するために今までよりも幼児の対象が拡大されたため増となっております。また、6目教育費県補助金は、8月に予定されている第62回国民体育大会競技別のリハーサル大会相撲競技補助金として1,150万1,000円を計上致しております。

委員からは、リハーサル大会相撲競技補助金の内容について質問があり、当局から、補助金対象項目ごとの限度額の2分の1が県から補助となり、仮設経費は補助対象外であるとの回答がありました。

19款諸収入 5項雑入 5目雑入のうち、B & G財団修繕助成金として事業費の25%、620万円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

3款民生費 2項児童福祉費 1目児童館福祉総務費は、前年度比741万9,000円の増となっておりますが、これは歳入でも述べましたすこやか子育て支援事業が支援策などの

見直しにより対象が拡大されたことによるものであります。

3款民生費2項児童福祉費4目児童館費は、前年度比622万円の増となっておりますが、この中には飯田川地区で児童クラブを立ち上げる経費も含まれております。

3款民生費2項児童福祉費5目保育園費は、前年度比1,034万3,000円の増となっております。

10款教育費1項教育総務費2項事務局費には、平成17年度文部科学省の指定を受けて実施した地域ぐるみ学校安全推進事業を平成18年度は市単独で対応するため、推進委員報酬、スクールガードリーダー謝礼、パトロールで使用する腕章、スクールガード等の傷害保険料などを計上しております。

10款教育費2項小学校費2項学校管理費には、新たに老朽化と児童数の増加に伴う追分小学校の体育館増改修工事設計監理委託料及び地質調査委託料として、合わせて822万5,000円、豊川小学校の老朽化による改築のための地質調査費として276万1,000円を計上しております。

10款教育費4項幼児教育費2項幼稚園費には、保護者からの要望により、出戸幼稚園と出戸小学校の間の法面改修工事費150万円を計上しております。

10款教育費6項社会教育費3目公民館費は、前年度比1,199万5,000円の増となっておりますが、この中の主なものとしては天王公民館2階和室へのエアコンの設置工事、中央地区館改修工事などの工事請負費として641万8,000円を新たに計上しております。

10款教育費6項社会教育費4目文化財保護費は、前年度比700万円の増となっておりますが、この中の主なものとしては平成18年度に種苗交換会が潟上市で開催されることから、石川理紀之助翁にかかわる史跡の修繕料の増、文化財案内看板等製作委託料として新たに計上された300万円であります。

10款教育費7項保健体育費3目体育施設費は、前年度比2,499万9,000円の増となっております。この主なものとしては、歳入でも述べましたが、B&G海洋センター、飯田川プールと天王プールにかかわる修繕料及び工事費2,645万円の増によるものであります。

10款教育費7項保健体育費4目国体事務局は、前年度比5,377万3,000円の増となっておりますが、歳入でも述べましたが、平成18年度は国体リハーサル大会が開催されることにより、国民体育大会実行委員会への補助金の増によるものであります。

委員から、国体のリハーサル大会はやらなければならないのかという質問があり、当

局からは、県の開催基準要綱により1競技1回を原則とすることになっており、本大会の開催するとの回答がありました。

本案は、慎重審議の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

陳情第4号、子育て支援充実を求める意見書提出の陳情について申し上げます。

この件につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上申し述べて、文教常任委員会のご報告と致します。

平成18年3月24日 潟上市議会文教常任委員会委員長 佐藤恵佐雄

潟上市議会議長 藤原幸作様

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告がありました議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、文教常任委員長報告の陳情第4号の子育て支援の充実を求める意見書提出の陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号については、文教常任委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認め、採択することに決定になりました。

以上をもちまして、各常任委員会の報告が終わりましたので、これより平成17年度各会計補正予算（案）ならびに平成18年度各会計予算（案）について、順次、起立採決をもって行いますので、ご協力をお願いします。

最初に、議案第30号、平成17年度潟上市一般会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成17年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について採決を行います。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成17年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成17年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成17年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成17年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成17年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成17年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号、平成17年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成17年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成17年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成17年度潟上市水道事業特別会計補正予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成18年度潟上市一般会計予算（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、平成18年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、平成18年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成18年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、平成18年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、平成18年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、平成18年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成18年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成18年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成18年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、平成18年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第55号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、平成18年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号、平成18年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成18年度潟上市水道事業会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

【日程第58、発議第1号 潟上市議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について】

○議長（藤原幸作） 日程第58、発議第1号、潟上市議会広報編集特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。5番澤井昭二郎議員。5番。

○5番（澤井昭二郎） 発議第1号、潟上市議会広報編集特別委員会の設置に関する決議について申し上げます。

議会広報につきましては、地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものであります。

発行の主な目的は、潟上市議会の審議の過程や状況などを市民にお知らせするためであります。

なお、特別委員会の名称を「潟上市議会広報編集特別委員会」として、その構成は委員4名と議長、副議長となっております。

以上、簡単ですが設置する理由であります。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

発議第1号については、朗読を省略し、原案のとおり決定することにしたいと思いま

す。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、潟上市議会広報編集特別委員会を設置することに決定致しました。

ただいま設置されました潟上市議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、潟上市議会広報編集特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定致しました。

正副委員長選任のため、暫時休憩致します。

午後 2時52分 休憩

.....
午後 3時01分 再開

○議長(藤原幸作) 会議を再開します。

潟上市議会広報編集特別委員会の委員長には、6番藤原幸雄議員、副委員長には16番菅原久和議員が選任されました。このことを報告します。

広報編集委員長より、編集等の作業があるので、議会閉会中の委員会開催の申し出がありましたので、これを許可したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認め、閉会中の委員会開催を許可することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これにて平成18年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうもご苦労さまでした。

午後 3時02分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長

〃 署名議員

〃 署名議員